

APNIC地域における移転提案比較

	Geoff提案 prop-050 & prop-068	Randy&Philip提案 prop-067
提案内容	移転元、移転先、両者から申請が行なわれれば移転されたアドレスに関する登録情報の更新を行なう	
対象アドレス	RIR/NIRから直接分配されたアドレス(割り振り/PIアドレス)	
移転範囲	APNICアカウントホルダー間の移転(prop-050) APNICアカウントホルダーと他のRIR/NIRのメンバー間の移転(prop-068)	同左(ひとつの提案)
要件	特になし (RIRの役割は登記所 移転要件を定義するべきではない)	RIR/JPNICで需要確認のうえ認める (投機目的のアドレス確保防止)
最小移転単位	/24 (実運用上の需要重視)	最小割り振りサイズ(現在/22) /PI割り当てサイズ (経路数増加防止を重視)

JPOPM15での議論

- 移転そのものを進めることには賛成8割。反対0。

- 施行にあたっての課題として以下のご意見をいただいた
 - アドレスの正しさを証明するものがほしい(証明書、履歴等)
 - 公式に移転が認められたアドレスのみがルーティングされる仕組みが必要
 - 取り引きが正しい価格で行われていることを確認する仕組みがほしい
 - IPv4アドレスの移転に伴う利用者保護への対策が国レベルで必要

IP-USERS MLでの議論 (1)

□ 移転先の審議

- 移転時に需要確認の審議を行なうか

□ 最小移転単位

- /24 or 最小割り振りサイズ/PI割り当てサイズ

□ 移転に伴う広告経路変更に関する情報提供

- 経路が変わることが事前にわかるDB

□ アドレスのよごれ度合いや利用履歴

- アドレスがspamフィルターされていないか。過去のアドレスの利用履歴の提供

□ 移転範囲(APNIC/JPNIC/その他RIR)

- どこまでの範囲で考えるか

□ その他

- ビジネス面での影響

IP-USERS MLでの議論 (2)

□ 移転先の審議

- 内容についてのコメントはなし

□ 最小移転単位

- 経路増加へ配慮するなら最小割り振りサイズ、実情に合わせて考えると/24
 - 経路増加への配慮を支持する意見複数
 - ルータメモリなどから経路増加を懸念する声あり
 - 一方、最小割り振りサイズでアドレスを拠出できる事業者はいるのか？
- 他のRIRと移転単位が違う場合はどう移転されるのか？

IP-USERS MLでの議論 (3)

□ 移転に伴う広告経路変更に関する情報提供

- IRRで登録されていてトランジットでちゃんと対応すれば大丈夫なのでは
- 途中おかしなところでfilerがかかってないか等のためにあったほうがいい

□ アドレスのよごれ度合いや利用履歴

- 当事者で確認すればよいのでは？
- ある程度自分で確認するとしてもアドレスの履歴は必要になるのでは
 - 用途が不明でも、事業者名・国などがわかるだけでもありがたい
 - 中古アドレス空間が広報への対処
 - ブラックリストに載っているアドレスへの対処

IP-USERS MLでの議論 (4)

□ 移転範囲

- まずは地域内に閉じてもいいのでは？(統計データ、地域別経路制御などへの影響)
- JPとしてはどうするか？

□ その他

- ビジネス面での影響も検討すべき。仲介事業者が出てきてビッグビジネスになるのでは

本日決めたいこと

□ 移転サイズ

- /24
- 最小割り振りサイズ/PI割り当てサイズ(PIの場合)

□ 移転時のアドレス審議の有無

- 行なうべき
- 行なうべきではない

□ 移転範囲

- JPNIC管理下のLIR (指定事業者)間のみで移転
- APNIC/JPNIC管理下のLIR間で移転
- 他のRIR/JPNIC/NIR管理下のLIR間で移転

検討事項

□ 移転サイズ

- 経路増加
- 移転の実情と合っているか

□ アドレス審議

- 現在も行なっている/不要なアドレス蓄積防止
- 取り引き要件にも関わるので混乱する

□ 移転範囲

- RIR間/NIR間で移転サイズ/用件が異なっても問題はないか

実装に向けての検討課題

□「アドレスの正しさ」の証明

- ポリシーで定義/レジストリで対応すべきことはあるか
 - APNICでは証明書の発行済

□「アドレスの汚れ具合」の確認

- ポリシーで定義/レジストリで対応すべきことはあるか

□ その他... ?